

建設業法施行令の一部改正についてお知らせ

1 建設業法施行令が一部改正されました（平成 28 年 6 月 1 日施行）

<改正点>

(1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請け契約金額の総額

- ・ 建築工事以外の建設工事は、3,000 万円以上 → 4,000 万円以上に改定
- ・ 建築工事は、4,500 万円以上 → 6,000 万円以上に改定

(2) 工事現場での技術者の専任配置が必要となる契約金額

- ・ 建築工事以外の建設工事は、2,500 万円以上 → 3,500 万円以上に改定
- ・ 建築工事は、5,000 万円以上 → 7,000 万円以上に改定

2 平成 28 年 5 月 31 日以前に公告した工事の技術者について

今回の政令の施行に伴う南島原市発注工事における技術者の取扱いについて下記のとおり行います。

(1) 監理技術者又は主任技術者の途中交代

「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年国総建第 315 号）を遵守し、発注者から直接請け負った建設業者は発注者と協議するとともに、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど工事の継続性、品質確保等に留意し、発注者が認めた場合に可能とします。（従前の扱いと変更ありません。）

(2) 専任技術者を非専任へ工期途中での変更

南島原市発注の工事において、工事の継続性及び品質確保等に支障がない場合に限り、非専任への変更を認めることとしますので、「工事打合せ簿」にて施工担当課と協議を行ってください。

【問合せ先】

南島原市管財契約課検査班
電話 050-3381-5022（直通）